

知的財産の活用に関する戦略

創造・保護された知的財産権をいかにして活用していくかという点は、大阪経済の活性化を図る上で非常に重要なテーマである。知的財産権は多大な人材、資金を投資した研究開発の成果物であり、知的財産権を有効に活用することにより、産業界全体の活性化が促進される。

このため、国においては、平成9年度に特許流通アドバイザーの派遣事業を開始するとともに、平成10年度には大学等の研究成果を企業等に技術移転するTLO（技術移転機関）の設立を支援する大学等技術移転促進法を施行するなど、各種取組みを進められているところである。

こうした取組みの結果、全国の特許流通アドバイザーの成約件数については、平成9年度～14年度の6年間で累計2,701件、平成14年度単年度で1,223件の成約を上げるとともに（独立行政法人工業所有権総合情報館調べ）TLOも平成15年3月末時点で3,378件を特許出願するなど、事業の成果が現れてきている。

本府においても、特許流通アドバイザーによる開放特許の流通や大阪TLOの発足など、これまでも必要な施策を展開してきたところではあるが、今後とも、知的財産を活用した新産業の創出、既存企業の技術力の高度化を図り、産業の活性化を促進していく。

また、知的財産戦略本部においてコンテンツ専門調査会が設置されるなど、コンテンツ（情報の中身）の充実化に向けた動きが加速しつつある今日、メールやインターネット放送等も含めたマルチユースでのコンテンツ利活用により、新たな産業活性化を目指して地域独自のコンテンツビジネスの振興を推進する。

ここでは創造された知的財産を適切に活用し、産業の活性化を図るために、関連機関との連携による具体的取組みを示すこととする。

【具体的施策】

開放特許の流通促進、情報提供

1 特許流通アドバイザーによる開放特許の流通促進

大阪府立特許情報センターでは、平成9年度から特許流通アドバイザーによる開放特許の流通促進に取り組み、商工会議所等と連携した広報活動や企業訪問による企業のニーズ、シーズの把握、特許情報や技術情報の提供、企業マッチングなど、特許の流通を通じた中小・ベンチャー企業支援を行っている。

平成14年度には、より事業効果を高めるため、情報、バイオ、環境、福祉の各分野に精通した専門家を重点配置するとともに、平成15年度には、ものづくり支援拠点（クリエイション・コア東大阪）の開設に併せ、特許流通アドバイザーを増員しており、北大阪の「ライフサイエンス拠点」、東大阪の「ものづくり支援拠点」、南大阪の「ハイテク拠点」における特許活用をサポートを行うなど、今後とも開放特許の活用を積極的に展開し、大阪産業の活性化を図っていく。

大阪府立特許情報センターの技術移転実績 (件数)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15.12末	合計
訪問	37	91	286	343	350	593	548	2,248
ニーズ把握	6	14	90	135	137	200	158	740
技術移転	0	2	5	7	24	51	82	171

北大阪ライフサイエンス拠点

[拠点の特徴] バイオ関連分野を中心とした新産業育成拠点

[高度研究機能集積地区] 茨木市・吹田市の一部

[集積研究機関等] 大阪バイオサイエンス研究所、生物分子工学研究所、国立循環器病センター・研究所、大阪大学 等

[今後の活用方策]

大阪大学等の世界一級の学術研究機関における、学術研究成果や人材等のポテンシャルを活用し、バイオ関連産業、バイオベンチャービジネスを育成する。このため、技術ライセンス、インキュベーション等の「彩都リエゾンオフィス」事業を展開するなど、バイオ関連ビジネスの立ち上げを支援する。

[関連プロジェクト等] ・ 医薬基盤技術研究施設 ・ バイオ情報ハイウェイ構想
・ 独立行政法人産業技術総合研究所関西センターバイオリボ
・ 彩都バイオインキュベータ（仮称）

[地区設定] 平成 12 年 3 月

東大阪ものづくり支援拠点

[拠点の特徴] 中小企業を核としたものづくり振興拠点

[高度研究機能集積地区] 東大阪市、八尾市、大東市の一部

[集積研究機関等] 近畿大学、大阪産業大学、大阪商業大学、三洋電機マルチメディア商品開発研究所、シャープ電化商品開発センター 等

[今後の活用方策]

ものづくり企業の一大集積地としてのポテンシャルを有する地域であるが、周辺大学等の技術シーズの一層の活用を図り、産学の連携を促進する。また、東大阪市内に整備された「クリエイション・コア東大阪」を中心にものづくり企業のイノベーションを図る。

[関連プロジェクト等] ・ 大東市ものづくり産業活性化支援施策（大学発ベンチャービジネスインキュベータの検討など） ・ 八尾市産業集積高度化・ネットワーク化促進事業

[地区設定] 平成 14 年 2 月

南大阪ハイテック拠点

[拠点の特徴] 新技術を中心とした新産業育成拠点

[高度研究機能集積地区] 堺市、和泉市の一部

[集積研究機関等] 大阪府立大学、大阪府立産業技術総合研究所、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪等

[今後の活用方策]

大阪府立大学や研究成果活用プラザ大阪など地域に密着した産学連携拠点において、地域の独創的な研究成果を生かし、ナノテクノロジーをはじめとする技術革新による新規事業の創出を図る。また、大阪都市圏との経済中枢地域の交通至便性を最大限に活用し、市場ニーズを反映した実効性の高い新技術、新製品開発を積極的に推進していく。

[関連プロジェクト等] ・ さかい新事業創造センター ・ フォレックス・インキュベータ
・ いずみテクノサポートセンター

[地区設定] 平成 14 年 2 月

2 イベント・インターネットによる開放特許等の情報提供

企業が知的財産を活用するためには、誰でも、いつでも、どこでも知的財産に関する情報を入手できる環境整備が必要である。このため、特許庁では、特許電子図書館による情報提供を展開し、独立行政法人工業所有権総合情報館では、特許流通データベースによる全国の開放特許の情報提供を行っているが、本府においても、特許流通アドバイザーの企業等訪問・マッチング活動に加え、大阪府立特許情報センターのホームページにおいて、大阪府の特許流通アドバイザーが推薦する開放特許の情報を提供している。公開された特許等の幅広い情報は特許電子図書館で、全国の開放特許情報は特許流通データベースで、さらに、大阪府の特許流通アドバイザーの案件は大阪府立特許情報センターのホームページで情報提供することより、企業が求める情報を適切に検索することが可能となっている。

また、近畿経済産業局特許室では、特許流通フェアを開催し、開放特許の流通を促進しており、(財)日本立地センターテクノマート事業部大阪支部では、テクノマート研究会の運営を通じ、テクノマートデータベース(インターネット)の運用やテクノマートフェア(技術説明・展示・商談会)の開催などにより、技術移転・技術取引を促進している。

開放特許の幅広い情報提供を行うため、大阪府の特許流通アドバイザーが推薦する開放特許案件は、テクノマートデータベースにおいても公開するとともに、特許流通フェアにも出展し、各団体の事業と連携を図っている。

産学官連携体制の充実による知的財産の活用

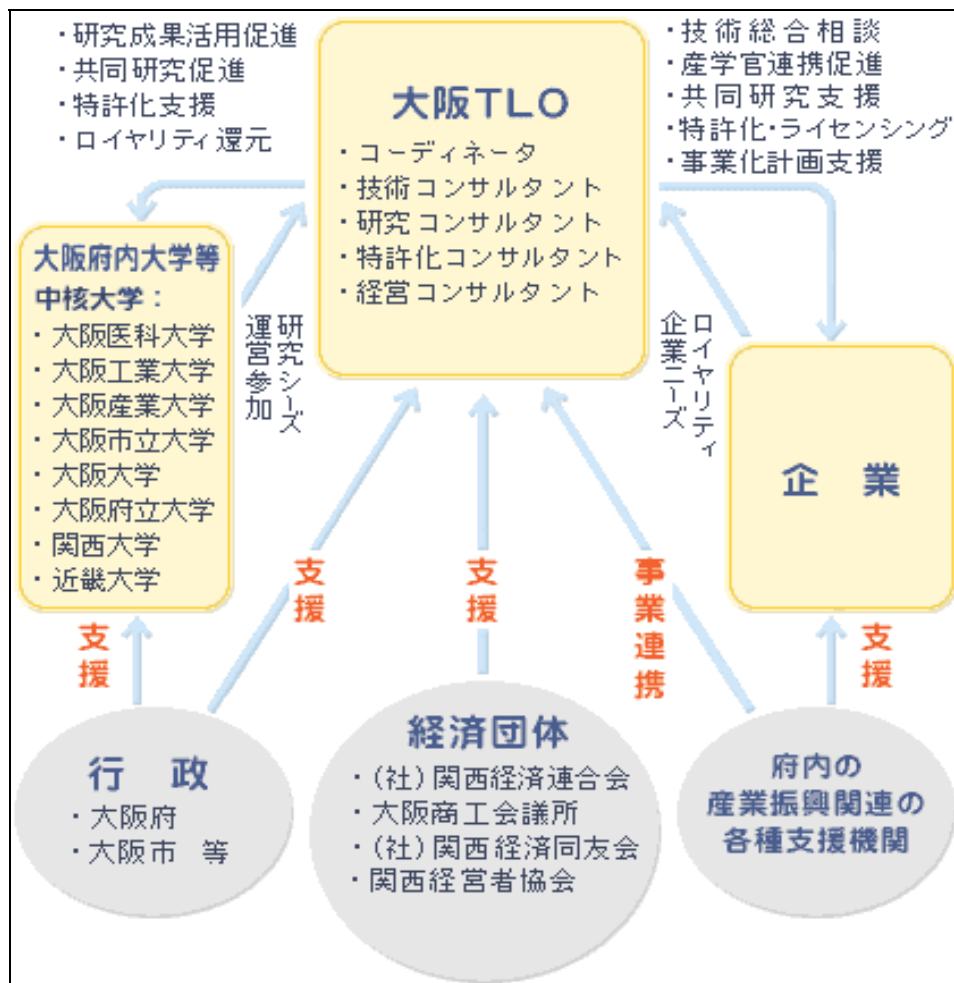
3 大阪TLO事業の推進

平成13年4月に、産学官の共同事業で(財)大阪産業振興機構を事業主体として発足した大阪TLOは、府内大学等の先端的・独創的研究成果の産業界への移転を促進するとともに、得られた対価を大学の更なる研究資金に充て、新たな研究成果を生み出す「知的創造サイクル」を実現するための中核的役割を担っている。平成15年12月末時点で、大学研究成果から182件(手続き中含む。)を特許出願し、うち31件がライセンスされているが、TLOのライセンス率の全国平均が約20%であることに鑑みると、ライセンス機能の更なる向上が求められている。

また、平成16年度に大阪大学が、平成17年度に大阪府立大学が独立行政法人に移行し、大学における知的財産は、これまでの研究者個人から大学に帰属することとなり、TLOと大学の関係も大きく変化する。大学自身が特許出願や管理、ライセンス等の扱いが必要となることから、大阪大学と大阪府立大学では学内の知的財産を取り扱う体制として知的財産本部を設置することとしている。

さらに、独自の技術移転機関がないため産業界に技術移転を行う機会の少ない大学等の研究成果の取扱いについても検討を進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後、大阪TLOが各大学等との間で安定的に研究成果の供給を受けられる関係を確認しつつ、マーケティングやライセンス活動を強化する体制を構築していく。



大阪TLO発足の経緯

平成12年度に、府内大学学長会（大阪府内の42大学の学長により構成）大阪府、大阪市、関西経済5団体（（社）関西経済連合会、大阪商工会議所、（社）関西経済同友会、（社）大阪工業会、関西経営者協会）等による産学官のオール大阪により、大阪TLOに関して検討を実施

平成13年4月、（財）大阪産業振興機構を事業主体として大阪TLOが発足

発足後の主な活動経緯

平成13年7月、専任のコーディネータを中核8大学に配置

（中核8大学：大阪医科大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪市立大学、大阪大学、大阪府立大学、関西大学、近畿大学）

平成13年8月、大学等技術移転促進法の承認を受ける

平成13年10月、技術相談事業開始。また、第1号となる特許を出願。

平成14年3月、第1号となるライセンスを実施。また、国の提案公募型研究開発事業に初めて採択される

平成14年10月、大阪TLOの保有特許等を幅広くPRするため、第1回特許マーケティングセミナーを開催

平成15年12月末現在 特許出願件数182件、技術移転件数31件

主な事業

特許を媒体とした技術移転のみならず、産学官連携の促進全体を事業範囲として、以下の事業を展開している。

産学官連携促進事業

・フォーラム、シンポジウム、研究会等の開催により、幅広く産学官交流の場を提供

技術相談事業

・企業からの技術相談に対応し、企業ニーズの解決に向けた適切なアドバイスを実施

共同研究支援事業

・企業と研究者をコーディネートするとともに、国の提案公募型研究開発事業を活用した研究体制の構築等を支援

発明の特許化・ライセンス事業

・大学研究者の発明の特許化、企業へのライセンスを通じて技術移転を促進。得られた収入は新たな研究への活用等のため、研究者・大学に還元。

事業化支援事業

・ライセンス先企業の事業化を支援するため、産業振興関連の支援機関と連携し、資金・技術・経営等トータルにサポート

4 大阪TLO等技術移転機関と府内各地域とのネットワークの構築

大阪TLOは、特許を媒体とした技術移転だけではなく、技術相談やコンサルティング、産学官共同研究など幅広い事業を展開し、企業の各種ニーズに応えているが、個々の技術移転機関の限られたスタッフの活動だけでは自ずと限界がある。

一方、府内各地域においては、充実したコーディネータ等の人材や企業データベースをもち、大学や研究機関等と連携を図る各種団体があるが、個別的な連携にとどまりがちである。また、産学官連携の支援体制が充実していない地域もある。

そこで、大阪TLO等技術移転機関及び大阪府中小企業支援センター等を中心に、地域への技術シーズの提供と企業ニーズの把握を行うことができる府内一円のネットワーク構築を目指し、より効率的な技術移転等産学官連携を進めていく。

5 大阪府立大学と産業界との連携及び交流の促進

大阪府立大学においては、平成10年度から産学官連携コーディネーターを配置し、大学と産業界とのパイプ役を務めており、技術相談や共同研究の橋渡しを行うとともに、技術移転フェア、展示会など大学が行う事業の推進や、学部を越えた各種研究活動推進のコーディネートなどを手がけている。

その結果、産業界との共同研究の数も順調に伸び、平成14年度は123件で、これは全国の国立大学との比較で13位に相当している。

今後とも、知的活動で地域社会をリードし、地域発展を支える役割を果たしていくためには、こうした取り組みが重要であることから、現在、25名体制で配置しているコーディネーターが中心的役割を果たして、知的財産戦略や産学官連携戦略の企画・立案、知的財産に関する教育プログラムの作成などをはじめ、従来の技術相談やフォーラム等の実施、さらに出前技術相談や地域への啓発活動としての「公開講座」等の充実を図っていくこととする。

6 大阪府立大学知的財産本部（知的財産ブリッジセンター）の設置とさらなる体制の充実

大学研究成果を知的財産として権利化していくためには、これまで大学教員の自主性に任されていた特許の出願や取得に関して、教員へのインセンティブ付与も考慮しながら、機関帰属についての新しいルールを大学として整備していく必要があり、同時に研究成果を産業界に確実に技術移転できる体制を構築することが求められている。「知的財産戦略大綱」においても、大学等の知的財産の創出しやすい環境の整備や管理機能の強化の必要性が挙げられている。

このような状況の中、文部科学省においては、全国の大学に全学的な知的財産の管理・活用体制を整備するため、各大学等の個性ある企画を公募し、「大学知的財産本部」を整備することとし、平成15年7月に公表された審査結果では、申請83件のうち34大学等の企画が知的財産本部整備事業として採択された。このうち、公立大学では大阪府立大学（大阪女子大学、大阪府立看護大学との連合設置型）1件のみである。

これを受けて大阪府立大学では、平成15年8月に「知的財産ブリッジセンター」

という名称で大学知的財産本部を設置したところであり、今後、学内知的財産の発掘、収集、権利化と、産業界への技術移転を行う体制の充実を図るとともに、現在、産学官連携を推進している科学技術共同研究センター等との再編・統合を行うことにより、平成17年度からは「産学官連携機構（仮称）」として発展的な整備を行い、産学官連携による社会貢献の推進を図る。

7 府立試験研究機関による知的財産の移転促進

大阪府立産業技術総合研究所では、新商品開発や新規市場開拓を目指す中小・ベンチャー企業に対して、研究所が有するノウハウや研究成果を積極的に技術移転し、これら技術シーズの実用化や商品化による中小・ベンチャー企業の経営革新を図るため、開発から製造工程の立ち上げまで継続して技術指導を行っている。

今後とも、大阪府立産業技術総合研究所をはじめとする府立試験研究機関において、技術移転の促進及び実用化支援を図っていく。

知的財産の活用機会の提供等

8 大阪発の発明・アイデアを提案・募集する場の提供

財団法人大阪産業振興機構で運用する大阪府総合ビジネスポータルサイト「創都・ビジネスインフォ」において、まちの発明家や府民の発明・アイデアを生かした企業の新たな事業展開を支援する。

また、優れた発明・アイデアの事業化については、特許インキュベーションへの入室による先行技術調査や特許戦略策定支援、特許流通アドバイザーによる開放特許の活用や府立試験研究機関による技術指導等を通じた製品開発支援、関係機関との連携による資金面・経営面などの各種支援を行う。

9 優れた技術・事業計画をもつ企業のPR

本府では、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、中小企業経営革新支援法、大阪版SBI R（Small Business Innovation Research：中小企業技術革新制度）事業、ベンチャー企業に対する投融資事業等において、申請企業の技術や事業計画を認定・支援しており、ホームページやメディアを通じて認定を受けた企業名と技術・事業計画の概要を広く紹介している。

10 NPOとの連携を通じた知的財産の活用等の促進

中小・ベンチャー企業者は、知的財産に関する実践的な学びの場、特許権等の取得機会が比較的少ない。そこで、財団法人大阪産業振興機構は、ものづくり支援の拠点としてのクリエイション・コア東大阪において主催するセミナーで、NPOの人材を講師として活用し、中小・ベンチャー企業者にとって分かりやすい視点で知的財産の普及啓発や相談対応を行っている。

今後ともNPOとの連携を通じ、幅広い中小・ベンチャー企業者に知的財産に関する知識の普及啓発や特許等の活用支援など、知的財産に関する支援を進めていく。

知的財産を活用した事業に対する支援

11 事業展開を推進する資金支援

知的財産を活用した企業の事業展開を支援する際、重要なファクターとなるのが資金面の支援である。

財団法人大阪産業振興機構では、ベンチャー企業向けの資金支援制度においては、事業計画や財務内容、営業力の審査とともに、知的財産の活用を含むビジネスプランを評価することにより、担保や保証人にとらわれず、新規性や将来性、成長性に優れた企業に対して資金支援を行っている。

また、地域のベンチャー企業を幅広い投資家が支える我が国初の会社型投資信託「エンゼルファンド」に出資しており、知的財産の活用に取り組むベンチャー企業の資金調達の多様化を図っている。

こうした現行の支援制度と併せて、知的財産を活用した産学連携ベンチャー企業等に対する資金供給を促進するため、公的機関と民間ベンチャーキャピタル等が連携した新しい投資支援スキームについても検討を行う。

さらに、特許権を活用した新事業展開を支援するため、府制度融資の利用を促進する。

12 知的財産を活用した効率的な事業化支援

知的財産そのものがいかに優れたものであったとしても、事業に結びつけることができなければ産業を活性化することはできない。公的機関は、中小・ベンチャー

企業に対し、経営・技術など様々な側面において相談に応じ、効率的な事業化を支援することが必要である。

財団法人大阪産業振興機構では、支援先企業を中心とした府内ベンチャー企業に専門家を無料で派遣し、経営面や技術面のアドバイスをを行うハンズオン・ナビゲーター派遣事業を実施している。また、大阪府中小企業支援センターにおいて、経営や技術に関する専門家等による窓口相談やアドバイザーの派遣を行っている。

1.3 産業振興のためのデザイン活用支援

大阪府産業デザインセンターは、中小企業の商品開発や新規創業などをデザイン面から支援するため、デザインに関する相談・指導、人材育成及び高齢化社会や地球環境に対応したデザイン開発の研究などを実施している。

デザイン相談・指導

中小企業や創業予定者に対し、デザインの開発、管理・活用・高度化等に関する相談や、商品開発の初期段階から市場導入に至るトータルなデザインサポート事業を展開し、デザイン課題の解決に対応している。

デザイン人材の育成

より高度なデザイン知識や技術を必要とする経営者、デザイナー、企画開発担当者を対象にデザイン開発課題をテーマに「大阪府デザイン・オープン・カレッジ」、「特別セミナー」等を開催し、デザイン人材の育成に努めている。

デザイン研究・開発促進

中小企業等のデザイン課題の解決に資するため、健康福祉関連分野や環境・エネルギー分野等の今後成長が見込まれる産業分野を中心としたテーマを定めて研究を実施し、産業界への成果移転を行っている。

コンテンツビジネス振興に向けた取組み

1.4 新たなコンテンツ創出のための拠点づくり

知的財産の一つであり、ブロードバンド環境の普及やデジタル放送の進展等により重要性が高まりつつあるデジタルコンテンツについて、クリエイターや制作会社が新たなコンテンツを創出しやすい環境を整えるため、制作・活動拠点や基盤施設の整備に努める。

ITインキュベータの運営

コンテンツ関連を含めたIT関連産業の創業を促進するため、IT関連のアントレプレナーを対象としたインキュベータ、並びに、資金面で脆弱な状況にある創業間もない国内IT系ベンチャー企業、大阪への拠点設置を目指す国外IT系ベンチャー企業を対象としたインキュベータを整備・運営している。

大阪府立インターネットデータセンター（eおおさかiDC）の活用

情報通信産業の集積、ネットワークビジネスの活性化を図るため平成15年7月に開設した大阪府立インターネットデータセンター「eおおさかiDC」をコンテンツビジネスを始めとするIT関連産業の共通基盤として活用・促進する。

通信・放送融合技術開発テストベッドの共同運営

デジタル時代の放送とブロードバンド化する通信の融合を見据えたコンテンツの制作・編集・配信実験を行う「通信・放送融合技術開発テストベッド」（通信・放送機構（TAO））の運営に府として協力し、在阪企業等が行う通信・放送融合デジタルコンテンツの制作・配信実証実験を通じ新たなコンテンツ活用や人材育成を推進する。

1.5 多様なコンテンツの創出

大阪から多様かつ良質なコンテンツを多く輩出するため、企画コンペの実施や発表の場の提供等により、ユニークなコンテンツの創出を促進する仕組みや活用可能な多様なコンテンツが集積される仕組みを構築する。

大阪におけるデジタルアーカイブ化の推進

インターネットで情報発信するなど効果的な利活用を図るため、大阪府所有のアナログ媒体で保存されている文化・歴史を記録する映像資産や映像コンテンツのデジタル化及びデータベース化を行う。併せてこの事業を通じこれからのデジタル社会に対応した府の映像コンテンツのデジタル化に向けたマニュアルを作成しており、これらの活動を大阪における映像コンテンツ振興の一助とする。

ロケーション誘致支援事業の実施

大阪の知名度向上と集客力の強化に資するとともに、大阪に映像関連産業の集積を図る一助とするため、国内外の映画等のロケーションを大阪に誘致することを目的として、「大阪ロケーション・サービス協議会」に参画し、ロケーション

の誘致活動、撮影協力、各種サービスの提供を行う。

次世代デジタルコンテンツの企画制作コンペの実施

ブロードバンド化が進展する通信や地上波 TV 放送のデジタル化に対応し、今後ますます充実が求められるデジタルコンテンツの関連産業を、大阪において成長加速させるため、次世代デジタルコンテンツの企画制作コンペを実施する。

具体的には、通信・放送の融合時代に相応しいコンテンツを活用したビジネスモデルの提案を募集し、優れた案件に対し、実際のコンテンツ制作を委託する。

優秀なコンテンツ発表の場の提供

上記の次世代デジタルコンテンツ企画制作コンペの優秀企画に対し制作委託を行い、その作品を発表するのに合わせ、コンテンツ流通に係る最新の動向に関するセミナーを実施する。また、関係団体の実施しているコンテンツ発表事業の優秀作品発表も同時に行う。

ITを活用した「大阪ブランド戦略」の推進

大阪の持つ都市ポテンシャルを内外にアピールし、企業集積や観光誘致に繋がるようITを活用した大阪のブランド力強化を実施する。

民間プロデューサーを登用し、そのイニシアティブを生かしながらコンテンツのマルチユースを視野に入れた多彩なメディアを活用した効果的な情報発信を行い、大阪の都市魅力をアピールする。

大阪のすぐれたブランドコンテンツを発掘するとともに、ブランド化に向けた活動を支援するための情報交流、場づくりを行う。

1.6 コンテンツ流通の促進

コンテンツ産業の振興を図るためには、創出のための環境整備だけでなく、これを流通・活用するための市場活性化が重要である。大阪におけるコンテンツ市場の活性化に向け、イベントによる流通や様々なジャンルでの活用を促進する。

IT見本市「インターメディアフォーラム」の開催

ブロードバンド環境の本格的な普及により、成長著しいコンテンツ関連産業やITを活用した新しいビジネスを創出するため、起業家を目指す学生・研究者を始め、SOHO事業者、ベンチャー企業等が有するビジネスシーズを広く発表、商談できる場を提供する。

「大阪 - 韓国 IT ビジネス交流ネットワーク」による交流促進

ブロードバンド先進国である韓国の優秀な IT ベンチャーと事業提携・協業の促進により、大阪・関西の IT 関連産業の高度化・国際競争力強化を図ることを目的に平成 15 年 5 月に設置した「大阪 - 韓国 IT ビジネス交流ネットワーク (O K - N E T)」を活用し、韓国のコンテンツ産業との連携・交流を促進する。

コミュニティデータセンター事業の推進

生活の利便性向上やビジネス活動の活性化を図るため、引越し手続きの一元化・電子化等自治体及び民間事業者の提供する府民の暮らしに役立つ情報や手続きを担う「生活コミュニティの情報」、これまで関係機関ごとに行われていた「創業に関する手続き」を一元的に行うことが可能となる「ビジネスコミュニティの情報」など官民による情報の受発信を強化する。

公共的・社会的なコンテンツの利用促進

一般家庭・企業、学校・公共施設等あらゆる場所でのブロードバンド環境が広がる中、新たな分野でのコンテンツ流通とビジネスマーケットの成立を目指し「学校教育でのコンテンツ活用」「企業活動でのコンテンツ活用」「医療、福祉分野でのコンテンツ活用」等社会活動の基礎をなす分野において官民連携によるコンテンツ利用促進を行う。

1 7 総合的なコンテンツ関連産業振興体制の整備

大阪での官・民が取り組む各種ブロードバンド産業振興の動きと連携し、大阪としてのパワーを結集することによって、今後のブロードバンド市場での大阪の競争力を高め、大阪における新たな産業分野の一つとして、ブロードバンドコンテンツ関連産業の振興を図るため、推進組織を設置・運営する。